令和６年１０月１６日

　保護者の皆様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　多良木町立黒肥地小学校長　早田　靖伸

　　　　　　　　　　　　　　多良木町立黒肥地小学校ＰＴＡ会長　中村　英明

携帯端末等の利用について（お願い）

秋冷の侯、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと拝察いたします。

　さて、昨今、ＳＮＳのやり取りやりとり等が原因による誘拐事件や生命に関わるような凄惨な事件が起きています。 特にＤＭ（ダイレクトメッセージ）によるやり取りは、本人にしかわからない部分もあり、保護者の知らないところで大切な子どもが傷ついてしまうこともあります。これは、都会だけの問題ではなく、身近に迫る危険であり、先日の町Ｐ連でも話題になったところです。

つきましては、以下のことについてご家庭で話題にされ、再度、携帯端末等の使い方について確認していただきたいと思います。

記

１　趣旨

（１）ＳＮＳ等の被害（トラブル）から子どもを守る

（２）親子でＳＮＳ等の使い方のルールを考える

２　考えられる被害等

（１）ゲームへの高額課金やワンクリック詐欺

（２）ストーカー被害 （連れ去りや性的被害）

（３）違法アップロードなどの著作権侵害

（４）仲間外れやいじめ 一人の子をＳＮＳのグループから除外したり悪口を書き込んだりしているうちに、内容がエスカレートし、人間関係で心を負傷する被害

（５）その他の誹謗中傷

３　お願い

（１）あふれる情報の中から正しい情報を得る力を身に付けることが大切です。もちろんフィルタリングの重要性や保護者の管理義務も大切になってきます。

（２）先日の町内一斉の「生活調べ」では、端末等の使用が原因とみられる睡眠不足が、確認されました。使用時間等のルールを決めて使うよう、お子様と確認してください。

（３）裏面に、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用５か条」を添付しています。『私たちの１か条』を是非、作成するなど趣旨を踏まえた取組をお願いします。

（４）子どもが、携帯電話等を利用する時間のほとんどは自宅です。携帯等の利用により孤食になったり家庭の会話及び睡眠時間が減少してしまったりすることがないよう、お声かけと具体的な確認をお願いします。

（５）小学校入学から中学校卒業までは義務教育期間です。法令的にも親には子どもに対し「教育を受けさせる義務」があり、子ともには「教育を受ける権利」があります。

連絡・問合せ先

　多良木町立黒肥地小学校

　教頭　井口　秀明

　電話　４２－２１３１